

海外労働事情

アメリカ①

「ウォール街占拠運動」が
全米に拡大―労働組合、
コミュニティ運動も合流

カナダ、バンクーバーに本拠を置くアドバスターズ・メディア財団の呼びかけで始まった「ウォール街占拠運動 (Occupy Wall Street)」が労働組合やコミュニティ運動家も合流して拡大している。

現状に不満を持つ若者が集結

アドバスターズ・メディア財団は反商業主義、環境問題重視を掲げ、隔月刊誌アドバスターズ (Adbusters) を、全世界で一二万部を発行している。このアドバスターズが「九月一七日からウォール街を占拠せよ」とするプレスリリースを七月十三日に出した (<http://www.adbusters.org/blogs/adbusters-blog/occupywallstreet.html>)。

九月一七日はアメリカ合衆国憲法記念日である。国内の平穏と福祉、正義、自由をうたう憲法の精神に立ち返ることを示唆している。

プレスリリースが出されたのち、賛同者がウェブサイトを (<http://occupywallst.org>) とインターネット上のソーシャ

ル・ネットワーク・サービス (SNS)、フェイスブックのページを (<http://www.facebook.com/OccupyWallStreet?sk=wall>) を立ち上げた。具体的な集合場所や運動内容に関する情報共有の場とするためだ。

初日の参加者は二五〇〇人規模と比較的小規模で運動が始まった。アドバスターズは、運動家、作家、教育者、学生、起業家のグローバルネットワークのための組織を自称しており、初期は学生などの若者が中心だった。つまり、労働組合やコミュニティ運動家などが率いた運動ではない。ウェブサイトを (<http://occupywallst.org>) でもリーダー不在の運動を表明している。掲げられる主張は、高額所得者に対する税制優遇措置を廃して、所得上位一%に集中する富を残りの九九%に分配することで格差を是正することや、金融関連企業を代表とする企業減税を廃して、介護、教育、医療等への公共サービスに対する予算削減を阻止することなどである。九月二九日には運動に関する宣言が採択された。その内容は、格差是正から食品安全、平和への要求など多項目にわたる。活動はインターネットの動画生中継サイト、ライブストリーム (www.livestream.com) や、

動画投稿サイト、ユーチューブ (www.youtube.com) を通じて世界中に発信されている。

そこでみられる運動の姿は、従来型の労働組合と異なる。参加者は自分の境遇や思いを書き出した手書きのプラカードを掲げる。与えられる印象は運動の手作り感だ。印刷されたプラカードを持つ組織的なデモ行進ではない。

音楽との連携もその一つだ。ラップやヒップホップといった音楽とともに、踊りながら行進する姿が目立つ。若者が担っているという印象が強い。オノ・ヨーコやスーザン・サランドンといった著名人もインターネットを通じて支持を表明しているほか、運動と連動してポップ・ミュージシャンがコンサートを開いている。

景気回復の実感のない雇用

「ウォール街占拠」の背景には、二〇〇九年第二・四半期に終わったとされる景気後退にもかかわらず、高止まる失業率と、企業から非中核人材と扱われる非正規雇用の増加がある。

特に、若年層が深刻な打撃を受けた。一六歳から二四歳までの失業率は今年四月から六月の平均で一七・九%。収入は二〇〇九年から一・九%ダウンして

いる。

その一方で、五五歳以上の失業率は六・七%に過ぎず、収入は五・一%上昇している。一〇代だけの失業率をみれば二五%にも達している。

政府は、連邦州、市、郡 (カウンティ) を問わず、財政規律重視へと向かい、教育、介護、医療などの公共サービスは切り捨てられる傾向にある。しかし、企業や高額所得者に対する減税が継続し、若年層の不満と将来不安が、アドバスターズの呼びかけで爆発した形となった。

労働組合、コミュニティ運動が参加

「ウォール街占拠」は、労働組合とコミュニティ運動が参加することでさらなる拡がりをみせている。

労働組合のナショナルセンタリー、アメリカ労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) のリチャード・トラムカ会長は、九月三〇日にブルッキングス研究所が主催した「アメリカの雇用と経済の未来」と題するシンポジウムの質疑応答で次のように答えている。

「労働組合は全国レベル、地方レベルの双方で『ウォール街占拠』に参加している。米国社会において、輸出入バランス、

労使の力関係、实体经济と金融経済のバランスなど均衡が必要なものがある。しかし、今や金融経済は实体经济に対してコントロール不可能なほどに肥大化している。そのバランスを实体经济に引き寄せなければならぬ」

一〇月三日夕刻にはニューヨーク市の複数の労働組合が参加を表明し、市民会館に集まった。

全米運輸労組ローカル一〇〇 (Transit Workers Union Local 100)、介護・看護労働者を組織するサービス従業員労組一一九九 (1199SEU)、SEU Local 323J、全米鉄鋼労組 (USW)、ニューヨーク市 AFL-CIO、教員連盟 (Federation of Teachers)、米国通信労働者組合 (Communications Workers of America) のほか、これらの組合を組織するニューヨーク市中央労働組合評議会 (the NY Central Labor Council) が参加を表明している。

また、コミュニティ単位で労働者の権利擁護や住宅問題、貧困問題等を扱う活動を行ってきたコミュニティ運動と労働組合が連携した活動も「ウォール街占拠」を後押ししている。そもそも、コミュニティ運動が労働問題を取り扱うようになったのは、一九九〇年代になってからである。

一九八〇年代以降、企業はグローバル経済の中で熾烈な競争

を余儀なくされるようになった。そのため、企業経営は中核人材と非中核人材を分けた人事労務管理を行うようになっていく。企業は人材育成に一層の投資を行うようになった。しかし、その対象は中核人材に限られる。

労働組合もまた企業経営に協力することで生き残りをはかった。その結果、非中核人材とされた労働者が、労働条件向上や能力育成などの点で置き去りにされたのである。

コミュニティ運動はこのような背景のなかで、弱者保護の視点から発展してきた。この運動と労働組合の運動を結びつける活動がここ数年の間に生まれてきている。

その一つに、コミュニティ運動と労働組合の連合体「五月一日 (May12)(<http://www.may12.org/>)」がある。組織名は各組織の運動が結集した日である。二〇一一年五月一二日から名付けられている。

その主張は、金融関連企業と富裕層に相応の負担をさせることによる、不平等と格差の是正、介護、教育、医療といった公共サービスの復活や維持である。組織の活動は、このような要求だけでなく、教育支援、職業訓練支援、労働条件改善、権利擁護など広範囲にわたる。コミュニティ運動や労働組合関係者だけでなく、大学生や高校生も参加する。

コミュニティ運動には前述のような設立趣旨から、ロースクールや神学部、社会福祉学部の学生など、社会の現状に危機感を覚える若者が参加している。労働組合も、従来から金融関連企業や投資家を非難していた労働組合が企業経営に協力しても、経営判断は投資家への配慮から短期的な財務状況に左右されることも多く、労働組合の交渉力が小さくなる。この状況の打開がその理由だ。

したがって、「ウォール街占拠」は、リーマン・ショック以降の景気後退と失業問題に不満を持った若者が突発的に行動したわけではない。その下地は長期にわたって形成されていたのである。

運動の行方は不透明

労働問題の専門家を代表するマサチューセッツ工科大学トーマス・コーハン教授、ニューヨーク市立大学ステファニー・ルース准教授、ウイスコンシン州立大学ジョエル・ロジャース教授にコメントを求めたところ、次のような回答を得た。

まず、ルース准教授は、問題の背景に「失業、借金、貧困などの経済的問題をかかえる国民の大多数に対して政策が機能していないことがある」とみる。そのうえで、「運動に参加している人たちは変化を求めており、この動きは拡大していくだろう」とする。

一方、コーハン教授は、「雇用創出の上で経済的に失敗した政府、企業、そのほかの組織に対して高い不満を抱えるアメリカ人が今までのような抗議行動にでなかつた事のほうに不思議だ」としながらも、「運動の終着点とは不明瞭でこの国の状況を反映している」と分析し、「判断には数カ月を要する」とみている。

また、ロジャース教授は、アメリカ一國だけの運動にとどまらず、金融経済への反対運動はグローバルに広がっていることの一つだと位置づける。

「ウォール街占拠」は、ニューヨークにとどまらず、ボストン、ロサンゼルス、サンフランシスコ、シカゴのほか、国境を越えてトロントにも拡大している。

参加する組織は、権利擁護、労働組合、コミュニティ運動、反核、平和、宗教家などさまざま。情報共有ウェブサイトを (occupywallst.org) は、グローバルな活動を進める運動 UNITED FOR #GLOBALCHANGE (<http://15october.net/>) とも連携しており、一〇月一五日に世界的な運動を呼びかけた。

アメリカ②

オバマ大統領、雇用パッケージ案を議会に提出

オバマ大統領は減税、税制優

遇、インフラ投資などによって雇用創出を行うとするスピーチを九月八日に行い、その雇用パッケージ案 (American Jobs Act) を二日に議会に提案した。雇用パッケージ案の内容は、新規雇用に関わる企業向け減税、教員のレイオフ防止基金創設、失業保険の延長、有給休暇の拡大と延長などとなっている。

その財源は、高額所得者に対する税控除枠の削減とエネルギー企業に対する税制を事態に合わせて見直すことによるとする。

税控除枠削減対象となるのは、年収二〇万ドル以上の個人と年収二五万ドル以上の世帯。雇用パッケージ案が成立後、一〇年間で四〇〇億ドルの増収を試算している。

また、燃料費にかかる税制改革では四六七億ドルの増収を試算している。

同案を成立させるために、赤字削減プラン (Deficit Plan) もあわせて用意している。

そのほか、アメリカ商業会議所が雇用創出プラン (九月五日に議会に提出)、全米市長会議が都市圏における職業訓練プログラムとインフラ整備の拡充により雇用創出を行う要求 (九月二日に報告書発行) をそれぞれ議会に対して行っている。

【参考資料】

Obama Seeks \$447 Billion in Tax Cuts,

Plus Spending Initiatives to Spur Hiring, Sep. 9, Daily Labor Report
U.S. Mayors Release Jobs Agenda, Urge Congress to Invest in Infrastructure, Sep. 2, Daily Labor Report
Chamber's Job Creation Plan Focuses On Trade, Taxes, Infrastructure, Energy, Sep. 6, Daily Labor Report

アメリカ③

州公務員労組の権利制限問題は法廷闘争へ

二月から全米で拡大する州公務員労働組合の権利制限をめぐる動きは各州で法廷闘争の様相をみせている。

イリノイ州、ミシガン州、ニュージャージー州はそれぞれ州公務員労組との団体協約に定められた事項を州政府が履行しなかつたとして裁判所に訴えている。

イリノイ州とミシガン州ではそれぞれ異なる結果が出ている。イリノイ州では、団体協約に定められた賃上げを州政府が実施しなかつたことに対し、州政府公務員労組が連邦地区裁判所に提訴していたが、この訴えが九月七日に取り下げられた。一方、団体協約によらずに、州公務員の退職者年金を三%引き下げるとしたミシガン州法に関する訴訟では、ミシガン州控訴裁判所が八月二五日に憲法違反であるとした。

また、ニュージャージー州で

も、団体協約によらずに公務員の年金と手当を削減するとして、法案が憲法違反であるとして、州公務員労組が連邦地区裁判所に提訴している。

【参考資料】

New Jersey Public Employee Unions Sue To Halt Recent Pension, Benefit Changes, Sep. 1, Daily Labor Report
Seventh Circuit Guts \$1.7 Million Award To Chicago Retirees Seeking Pay Raises, Sep. 2, Daily Labor Report
Public Employee Wage-Cut Legislation Is Unconstitutional, Michigan Court Rules, Sep. 6, Daily Labor Report
Judges Tosses Challenge to Wage Freeze Affecting 30,000 Illinois State Employees, Sep. 8, Daily Labor Report

アメリカ④

賃金・手当総額は労組の有無で約一〇ドルの差が

労働省は、組織化企業と未組織企業の六月までの一年間の賃金・手当に関する調査報告を九月八日に発表した。

それによれば、労働組合のある企業の賃金・手当時給額は平均で三八・一九ドルと、労働組合のない企業の二七・〇六ドルを約一〇ドル上回った。

手当の上昇率が労働組合のある企業で四・五%、ない企業で二・七%と労働組合のある企業を上回った一方で、賃金上昇率では、労働組合のある企業が〇・七%、ない企業が一・六%と労働組合のない企業を上回る結果

となった。

【参考資料】

Unionized Workers' Gains Trail Those Of Nonunion Ones in Pay, but Not Benefit, Sep. 8, Daily Labor Report

アメリカ⑤

過半数が労働組合を支持しキヤラップ調査

調査会社キヤラップ社が労働組合に関する意識調査を九月一日に報告した。

それによれば、調査対象のうち五二%が労働組合を支持すると回答する一方、五五%が、将来、労働組合は弱体化するとして、この調査は一九三六年から毎年実施しており、今回は八月一日から一四日にかけて実施した。

【参考資料】

Majority of Americans Approve of Unions But Think They Will Weaken in the Future, Sep. 2, Daily Labor Report
New High of 55% of Americans Foresee Labor Unions Weakening
Forty-two percent want unions to have less influence; 30% want more influence, Sep. 1, Gallup
Obama Seeks \$447 Billion in Tax Cuts, Plus Spending Initiatives to Spur Hiring, Sep. 9, Daily Labor Report
(国際研究部 山崎 憲)

イギリス

最低賃金額、一〇月より改定

最低賃金額が一〇月二日に改定された。二一歳以上向けの基本額が六・〇八ポンド（五ペンス、二・五%増）、一八―二〇歳向け額が四・九八ポンド（六ペンス、一・二%増）、一六―一七歳向け額が三・六八ポンド（四ペンス、一・一%増）となったほか、昨年新たに導入されたアプレンティス（見習い訓練生）向けの額が二・六〇ポンド（一〇ペンス、四%増）に引き上げられた。

基本額は賃金上昇率に準じて改定する一方、雇用状況を勘案のうえ若者向けの最賃額の改定幅は低く抑えた形だ。最賃制度に関する政府の諮問機関である低賃金委員会は、今回の改定により影響を受ける労働者を八九万三〇〇〇人と推計している。

制度の悪用も懸念

ただし、最賃の支払いを回避する悪質な雇用主がみられることに委員会は懸念を示している。こうした雇用主が用いる手法の一つが、本来最賃が適用されるべき仕事に若者をインターンとして受け入れ、無給で就労させるといったものだ。就業体験やボランティア、あるいは高等教育の一環としてインターンを受け入れる場合などは、最賃の適用

が制度上除外されるが、一部の雇用主は、こうした名目で受け入れた若者を実質的に働かせることで、賃金の支払いを回避しているという。特に近年は、大卒者の雇用状況が悪化している

ことに加え、就業体験の有無が採用を左右し得ることから、企業がインターン制度を悪用しやすい状況にあるといえる。

労務管理の専門団体

OPERの調査によれば、インターン等を受け入れている雇用主のうち賃金を支払っていない雇用主の割合は四四%にのぼる一方、就業体験を装った無給インターンは不正であるとする雇用主は四五%にとどまる。また、賃金を支払っている場合にも金額はまちまちで、中にはアプレンティス向けの最賃額を支払っている雇用主もいるなど、最賃制度に関する双方の知識不足も一因となっているとみられる。

こうしたことから、低賃金委員会をはじめシンクタンク（一）や労働組合などは、インターンに対する最賃適用の必要性を主張、政府はこれを受けて、既存の最賃制度ガイダンスにインターンへの適用に関する項目を盛り込んだ。最賃を適用すべき条件をチェックリスト化し、雇用主とインターンとの間の報酬（必要経費を除く、金銭または実物支給による）支払いを伴う契約等の有無や、個人として労働

を提供する義務などの有無により判断する仕組みだ。

また、自営業者に対して最低賃金が適用されないことを悪用するケースもみられる。理容業の業界団体である National Hairdressers' Federation が低賃金委員会に報告したところによれば、過去一年で一万人の理容師が被用者から自営業者に変更されている。

さらに、介護業では労働時間の範囲を限定して移動時間を除外したり、訪問介護の件数や所要時間に応じた歩合制の採用などにより実質的に時間当たり賃金が最賃額を下回るケースも多いう。介護労働者の問題を研究するロンドン大学キングス・カレッジのフセイン博士は、イングランドの介護労働者のうち最賃の基本額が適用される二一歳以上の介護労働者一万人（九%）が最賃未満の賃金水準にあると推計している（二）。イギリス全体に換算すると一五―二〇万人にのぼり、政府統計の推定する二万七〇〇〇人（一六歳以上）の約五倍に相当する。

【注】

1 例えばシンクタンクのCIPDは、労働組合のTUCと共同でインターンシップの実施に関するガイダンスを作成、インターンの適正な利用を雇用主に促している。またIPPRは、無給で就業することが経済的に難しい若者が、こうした機会を利用できないというのは公正ではない、としている。

2 介護業の技能支援団体 Skills for Care の収集する介護労働者の賃金額や労働時間、職位などに関するデータに基づく推計。BBCの報道（Thousands of care workers paid under legal limit' October 2, 2011）に48。

【参考資料】

Department for Business, Innovation and Skills, Low Pay Commission, BBC, Guardian.co.uk, Personnel Today, Businesslink, CIPD, IPPR, TUC ウェブサイト

(国際研究部)

ドイツ

若年失業、金融危機前より改善—課題多い非正規層の増加

連邦統計局によると、今年六月のドイツの若年失業率は九・一％で、EU諸国の中でオランダ（七・一％）、オーストリア（八・二％）に次いで三番目に低い水準だった。一〇・七％だった〇八年四月と比較すると一・六ポイント低下しており、危機前より改善したことも判明した。しかし、若年労働者の約四割は不安定な非正規職に就いており、労組からは懸念の声が上がっている。

他の年齢層より高い失業率

多くのEU諸国では、金融危機で雇用状況が急速に悪化した、特に専門知識や経験に乏し

い若年者がその影響を強く受け、他の年齢層より失業率が悪化した。

ドイツでも、若年者（一五～二四歳）の失業率（一）は〇九年七月に一一・五％まで悪化した。政府はデュアル・システムや操短手当（2）等を活用しながら、失業悪化の緩和に努めた。その後、ドイツ経済は外需に牽引される格好でいち早く景気が回復し、それとともに全体失業率が低下、若年失業の改善も進んだ。

しかし、多くのEU諸国では現在でも金融危機の影響が残っており、過去三年間でEUの平均若年失業率は一五・一％から二〇・五％に上昇。こうしたなか、危機前より若年失業率が改善したのはドイツ（二・六ポイント改善）とルクセンブルク（三・三ポイント改善）の二カ国のみとなっている。

だが、この九・一％という若年失業率も、ドイツ就業者全体の失業率（六・一％）と比較すると一・五倍ほど高く、若年者は依然として労働市場で不利な立場に置かれていることがわかる。

多い非正規雇用

統計局では若年失業が改善した理由として、景気回復によるフルタイム正規職の増加に加え、パートタイム、派遣、有期などの非正規職が増加し、そう

した職に就く若者が多かったためと分析している。非正規雇用は、正規と比較すると、賃金が低く、社内再訓練の機会も少ないなど高い雇リスクを伴うが、一〇年は若年労働者の三六・八％が非正規として働いていた（主として学生をしている者は除外）。

このような現状について、労組（ドイツ労働総同盟）は「EUのなかでドイツの若年失業率が低く、金融危機前より改善したのは、政労使が一体となった若年問題に取り組んできた証だ」と評価しつつも、若年労働者の四割弱が非正規という不安定な職に就いていることについて、「今後一層の教育訓練の機会と場を提供する必要がある」として、政府の対応を求めた。

【注】

1 連邦統計局の上記発表数値は、EU労働力調査（EU-wide Labour Force Survey）を利用し、ILOの国際基準に準拠している。失業率はすべて季節調整値。

2 「デュアル・システム」とは、義務教育終了後に職業学校に通いながら主に企業内で職業訓練を受ける二元的制度のことで、「操短手当（操業短縮手当）」とは、事業主が操業短縮を行う際に、短縮に伴う賃金の目減り分を独連邦雇用エージェンシーが一部を補償する制度のこと。操短手当の補償額は子どもが一人以上いる場合、最大で賃金の六七％、それ以外の労働者は六〇％が支給される。

【参考資料】

Statistisches Bundesamt (Pressemitteilung Nr.293 vom 11.08.2011), eurostat (last modified on 31 August 2011), Deutsche Welle (08.07.2011), Deutscher Gewerkschaftsbund (Pressebereich 25.08.2011, 12.08.2011)

(国際研究部)

フランス

財政赤字削減策を発表

フランスで財政赤字問題が深刻化している。国債の格付け引き下げが取り沙汰される中、フィヨン首相は八月二四日、財政赤字削減策を発表した。主要内容は、高額所得者への課税引上げなどで、予想されていた超過勤務手当にかかる社会保険料の減免措置などの廃止は見送られることとなった。

富裕層への課税引き上げを軸に

フランスの財政赤字は、GDP比五・七％に達しており、EUの安定・成長協定がユーロ導入国に求めている基準の同三・〇％を大幅に上回っている。ユーロッパでは、八月はじめ、アメリカの財政赤字問題が深刻化する同時に、フランス国債の格付け引き下げ観測が流れた。その結果、パリ市場の株価が下落するなど、市場に動揺が広がった。こうしたなか、市場の懸念を払拭するため、フィヨン首相は八月二四日、財政赤字削減策を発表した。

減策を発表した。

財政赤字削減策の主な内容は、高額所得者（勤労収入及び資産収入が五〇万ユーロを超える者）への課税の三％引き上げや、タバコやアルコール（ワインや地酒などは除く）、清涼飲料水への課税の強化、テーマパークにおける消費税（付加価値税）の税率引き上げなど。政府は、これら一連の施策により、二〇一一年に一〇億ユーロ、二〇一二年に一一〇億ユーロの財源が確保できるものと見込んでおり、二〇一二年の財政赤字は、GDP比四・六％から同四・五％に下がることと予測している。

ただ、同時に、GDPの伸び率は、二〇一一年、二〇一二年ともに、一・七五％へ低下するとの予想も明らかにした（経済成長率の政府目標は、二〇一一年が二・〇％、二〇一二年が二・二五％）。これらの財政赤字削減策は、法整備を急ぎ、順次、実施される予定だ。

TEPA法の措置は継続

一方、政府の発表前に予想されていた、超過勤務手当にかかる所得税の免除および社会保険料の減免措置の廃止については、同制度を実質的に維持しながら、他の税・社会保険料軽減策に組み込んで運用することとなった。現行では、「勤労・雇用・購買力のための法律（通称・TEPA法）」の下で、被用者の週三



五時間を超える超過勤務給与に係る所得税が免除されるほか、使用者負担分の社会保険料が減免(注)される。

二〇〇八年と二〇〇九年には年間九〇〇万人を超える被用者がこの措置の適用を受け、この措置によって家計は年平均約五万ユーロ節約できたとされる。

二〇一一年第二四半期には、超過勤務の増加が続いた(二〇一一年第一四半期のプラス五・七%に続き、年プラス五・八%)。

その結果、TEPPA法に従って負担免除が適用された超過勤務時間数は第二四半期には一億八六〇〇万時間になり、二〇〇九年以降もつと多くなった。

今回の提案では、TEPPA法で定められた税・社会保障負担に関する措置は見直されない。継続措置が決まった背景には、これまでの施策の効果に一定の評価が与えられたのと同時に、

赤字削減策による内需の冷え込みを防ぎたいとの配慮があったものと思われる。新たな施策は二〇一二年PLFFSS(社会保障財源法案)に盛り込まれ、二〇一二年一月一日から施行される。

〔注〕

従業員数二〇人未満の企業においては一時間につき一・五ユーロ、従業員数二〇人以上の企業においては〇・五ユーロが減免される(TEPPA法一条)。

【参考資料】

Les Echos誌、海外委託調査員

(国際研究部)

中国

「工資条例」の導入、延期が濃厚に

賃金を規定する「工資条例」の導入延期が濃厚となった。政府は今夏にも導入をめざしているが、国有企業など各界からの反対が根強く、暗礁に乗り上げた格好だ。また、派遣労働についての規則を定める「労働派遣条例」も、「労働派遣規則」に格下げしての公布をめざすことになるなど、労働者の平等・保護を目指す法案が立て続けに頓挫している。

導入延期までの経緯

工資条例については、人的資源社会保障部の前身である労働社会保障部が二〇〇三年から八

年の歳月をかけて制定に取り組んできた。二〇〇三年から二〇〇七年にかけては研究や実地調査を行い、二〇〇七年からは全国总工会、国家税総務局、そして国有企業を監督する国有資産監督管理委員会を交えて研究会を開催するなど、議論を深めた。二〇〇八年一月には人的資源社会保障部が国務院法制局に草案を提出、さらに二〇一〇年七月にも修正した草案が国務院法制局に提出された。この間、近く法案が成立するのではという憶測報道が度々行われたが(参照・本誌二〇〇八年三月号記事)、草案の段階のまま二〇一一年に至った。

今年に入り、再び法案成立の予測が立ち、夏にも成立するのではとの見込みもあったが、人的資源社会保障部の報道官は七月二五日、「工資条例には未だいくつかの問題点があり、それを短期間で解決する事は困難だろう」との見方を示した。今年八月には、主要現地数紙が条例の導入が無期限に延期されたことを伝えている。

工資条例の論点

工資条例の論点は次の五つに集約される。一点目は最低賃金の定義統一について。中国では市・省ごとに最低賃金の定義が異なっており、社会保険料や住宅積立金を最低賃金に含めるかどうかが地域ごとに異なる。こ

のため定義の統一が検討されていた。

二点目は物価上昇率(CPI)を考慮した昇給率の決定について。中国ではインフレ状態が慢性的に続いており、労働者の生活を苦しめている。そこで昇給に際してCPIを考慮した決定方法を導入し、物価水準に沿った賃上げ制度の構築をめざす。

三点目は団体協議に関する規定である。団体交渉制度に違反した企業に対し、罰金を徴収する案が検討されている。

かつての国有企業改革の際に人員整理が行われ、その結果国有企業で働く派遣労働者が急増した。現在国有企業で働く労働者の半数以上は派遣労働者であると言われる。また中国全土でも約六〇〇〇万人の派遣労働者が存在していると言われており、派遣労働者と正規職員の賃金格差が問題視され処遇の改善が求められている。

五点目が、一部産業分野の企業への賃金制度に対する介入である。金融業やエネルギー関連分野では、規制が強いため新規参入が難しく、労働者の賃金

表 各国の中間所得の賃滞留期間

国名	第一段階	第二段階	第三段階	中間所得の賃滞留期間(年)	1人当たりGDP(米ドル:2009年)
日本	1966	1973	1985	12	39378
韓国	1977	1988	1995	7	17078
シンガポール	1971	1979	1990	11	36537
香港	1971	1978	1989	11	31300
イタリア	1963	1977	1987	10	35084
スペイン	1969	1971	1978	7	31774
マレーシア	1977	1995	-	16~	7030
アルゼンチン	1962	1988	-	23~	7666
メキシコ	1974	1992	-	19~	8143
ブラジル	1975	1995	-	16~	8114
中国	2001	2010	2021~2025	-	4114

資料出所：中国社会科学院社会学研究所

注：1人当たりGDPが995米ドル、3946米ドル、12196米ドルを超えた時点がそれぞれ第一、第二、第三段階である。中国の第二、第三段階の値は推測値。第一段階から第二段階までは、発展途上国型の成長モデルで到達できるが、中間所得の賃にはまると第二段階から第三段階の間で長期に停滞する。

が高水準である。政府として対象産業分野の企業の賃金制度に介入して、賃金が高くなり過ぎないようにする案が検討されている。

延期要因は国有企業などの反対

このうち、特に賃金上昇と均等処遇の問題については反対が大きかった。賃金上昇については、低所得層の賃金引き上げが課題となっている。国家発展改革委員会は、低所得者層には一定の規制が必要との見解を示し、最低賃金の整備を促した。しかし、ここ最近の急激なピッチでの賃金の上昇が企業経営を圧迫しているとして、特に経営の厳しい中小企業経営者からの反対が大きい。

一方、均等処遇については、国有企業からの反対意見が強かった。同一労働同一賃金が実現すれば、労働者の半数以上が派遣労働者である国有企業に



とっては、人件費の上昇は不可避だからだ。

労務派遣条例も規則に格下げへ

工資条例の他に、派遣労働について規定する「労務派遣条例」も、二年半をかけて草案の作成が行われていた。しかしこれも国有企業の強い反対により実現困難になった。そのため、人的資源社会保障部は今後、「労務派遣規則」に格下げしたうえで公布をめざす。

「労務派遣条例」は、派遣労働者の権益が侵害された場合に派遣会社と使用会社の双方に連帯責任を負わせ罰金を課すなど、派遣労働者の保護を優先する内容で検討されていた。

「条例」は国務院行政法規に該当し、公布までに長い時間を要するのに対し、「規則」は人的資源社会保障部・外交部などが各所轄領域において制定するため、「条例」よりも効力が低くなるものの、比較的短時間での制定が可能である。

「条例」から「規則」への変更は、派遣労働者の保護が喫緊の課題であることを踏まえての人的資源社会保障部の判断であったものと思われる。

中所得の罍

中国は「中所得の罍」にはまっているのではないかと指摘が一部にある。「中所得の罍」とは、世界銀行が二〇〇六年の

「東アジア経済発展報告」において提唱した概念だ。経済が成長し、一人当たりのGDPがある一定の水準に達すると、これまでの安価な労働力を強みとする発展途上国型の経済成長を維持できなくなる。その後新たな経済成長戦略を施行しなければ経済は長期的に停滞し、社会に格差拡大や汚職が蔓延する。

中所得の罍を脱出した国としては日本・韓国・イタリヤなどが挙げられ、それぞれ一〇年程度で脱出しているが、ラテンアメリカ諸国は二〇年近くこの罍にはまっており、未だに脱出できていない（表）。それだけに、人口一三億人を抱える中国が中所得の罍を脱出できるかどうかは世界的な関心事となっている。そうした意味で今回の「工資条例」の導入見送りは、労働者の格差縮小・労働者の平等実現という観点より、罍からの脱出も一歩後退したといえよう。

【参考資料】

海外調査員、「中国労働保障報」（八月二四日付）
人的資源社会保障部、網易財經、北青網、中国社会科学院社会学研究所

（国際研究部）

韓国

若者の起業支援策

政府は九月五日、与党との協

議を通じ、若者の起業支援を行うことで合意したことを明らかにした。主な支援内容は、①起業支援予算を大幅に増額（二五〇億ウォンから四九〇億ウォンへ）②起業のリスク緩和策として「若者専用起業資金（八〇億ウォン規模）を助成。また、融資の一部を政府が請負う債務調整型起業資金の創設③創造的なアイデアによる一人企業の支援（五〇億ウォン規模）④起業プログラムを運用する大学や機関の支援などとなっている。

背景に若者の高い失業率

韓国の若者（一五～二九歳）の失業率は高い。二〇〇九年現在、若年失業者は三四万七〇〇〇人で、前年より三万三〇〇〇人増加した。若年失業率は八・一％で、二〇〇九年の全体の失業率三・六％と比べると二倍を超える。

失業率の高さについては他のOECDの国々と比べると目立たないが、雇用率はOECD諸国のなかでも最低水準である。九〇年が四三・六％、九五年が四五・六％、IMFの緊急支援を受けた九八年には四〇・六％を記録した。

その後二〇〇一年には四五・一％と回復したが、経済危機の影響から、二〇〇九年には一九八二年経済活動人口調査を始め、以来最低の四〇・五％を記録し、若者の雇用率は深刻さを増

した。

中心はITベンチャー

支援政策の中心はITベンチャーの育成にある。アメリカのシリコンバレーを目標にしていることと見られる。かつて、韓国においてITベンチャーブームの時期があった。しかし、盛んだったベンチャー企業はほとんど失敗に終わった。それはベンチャー起業の特性からのみならず、韓国社会がもつ問題、つまり、ベンチャー起業の失敗を補うセーフティネットの無さが浮き彫りになった。リスクを恐れる若者は起業に躊躇し、踏み出せない。

一方、ITベンチャーだけでなく、社会福祉分野におけるサービスを提供する起業支援を模索する方向も存在する。韓国は急速な経済成長と少子高齢化が同時に進行している。しかし、経済成長は必ずしも社会福祉の向上に繋がっていない。今後、韓国の団塊世代に当たるベビー・ブーマー世代が定年を迎え、本格的な高齢化社会に突入する。その需要を賄える公共的なサービスが足りない。需要を満たし、また様々な社会の価値を追求する、若者による社会的企業の起業が進められている。しかし、その一方で、警戒の声も存在する。つまり、若者のベンチャー起業が中堅企業として成長するためには、現状の体

